

令和6年4月29日
宮崎行政監視行政相談センター

行政相談委員 廣瀬 一弘 さんが叙勲を受章！

木城町担当行政相談委員の 廣瀬 一弘さん が行政相談活動に対する功績が認められ、瑞宝双光章を受章
叙勲の伝達式は、5月10日（金）に東京都（ホテルニューオータニ東京）で実施、その後皇居において拝謁

廣瀬 一弘（ひろせ かずひろ） 行政相談委員



1 受章の概要

- (1) 勳等：瑞宝双光章
- (2) 功績：行政相談功労

2 受章者の略歴等

- (1) 担当地区：木城町
- (2) 行政相談委員当初委嘱年月日：平成17年4月1日
(通算委嘱期間19年)

(3) 主な行政相談活動

- ・木城町福祉センターにおいて、毎月行政相談所を開設
- ・平成25年から、宮崎行政相談委員協議会の副会長

【お問合せ先】

総務省宮崎行政監視行政相談センター

担当：矢野

電話：0985-24-3370

FAX：0985-24-3371

(参考)

1 行政相談委員とは

行政相談委員法に基づき、総務大臣から委嘱された民間有識者で、国民の身近なところで気軽に相談ができる窓口として、全国に約5,000人、宮崎県内では61人（令和6年4月1日現在）が配置されており、国の行政に関する苦情などの相談を受け付けています。

具体的には、道路、保険・年金、社会福祉、交通機関など様々な行政分野に関する苦情・相談を受け付け、相談者に対して助言を行ったり、苦情の対象となった関係行政機関に対して、具体的な改善を働きかけるなど、国民本位の行政を実現する上で、重要な役割を担っています。

2 受章委員の行政相談活動について

廣瀬一弘委員は、木城町担当の行政相談委員として、平成17年4月に委嘱され、木城町福祉センターにおいて、毎月、行政相談所を開設するとともに、毎年10月には、中之又総合福祉センター及び石河内自治公民館においても行政相談所を開設し、地域住民からの行政に関する相談を受け付けています。

また、同委員は、平成25年から、宮崎県内の行政相談委員で組織する宮崎行政相談委員協議会の副会長を務めており、県内の行政相談委員における指導的役割を果たしています。

3 叙勲伝達式について

- (1) 伝達式：令和6年5月10日（金） 午前11時15分
ホテルニューオータニ東京（東京都千代田区）
- (2) 拝 謁：令和6年5月10日（金） 午後3時10分
皇居



行政相談シンボルマーク



行政相談マスコット
キクーン

廣瀬委員が取り扱った事例

【相談要旨】

自宅は県道に面している。この県道は、幹線道路の迂回路として大型車の通行が多い道路である。普通車が通行する時にはほとんど感じないが、大型車が通行するたびにガタンと大きな音がし、家屋も激しく振動する。特に夜間はその音や振動のためによく眠れず大変困っているので、改善してほしい。

【結果】

相談を受けた行政相談委員は、早速現地を確認したところ、申出のとおり、大型車が通行する時には大きな音がし、振動も伝わってきた。一見すると路面に凹凸は見られなかつたが、よく見ると、音を発する場所は、道路を横切って設けられている排水溝のある所であった。排水溝の上は、路面と同じように舗装されていたが、いわゆるかまぼこ型のように少し盛り上がりおり、そこで大型車がバウンドしている状況であった。

委員は、盛り上がっている部分の傾斜をより緩やかにすることで振動等は解消されるものと考え、県道を管理している県土木事務所に申出内容及び現地調査の結果を連絡した。

連絡を受けた同土木事務所では、改めて相談者と一緒に現地を確認し、改善が必要であることを認め補修を行った。

その結果、振動等は解消され、相談者から大変喜ばれた。

【相談要旨】

先日、総務省の「地デジチューナー支援実施センター」から、地上デジタル放送受信のための支援の申込案内の封書が届いた。高齢でもあり、内容がよく分からないので、いつまでに何の手続を行ったらよいのか教えてほしい。

【結果】

相談を受けた行政相談委員が、相談者が持参した申込案内を確認したところ、①経済的理由で地上デジタル放送を見られない世帯に対して簡易チューナーが無償給付されること、②支援対象は、生活保護世帯や障がい者がいる世帯等でかつNHKの放送受信料が全額免除になっている世帯であることが分かった。

このため、委員が、相談者に確認したところ、相談者の家族に身体障害者がおり、NHKから放送受信料全額免除を受けている世帯であることが判明した。

さらに、支援の申込受付期間が2か月後の12月28日までとなっていることから、相談者に対し、早急に同封されている支援の申込書に必要事項を記載した上で、NHKからの全額免除証明書等の必要書類を添付して地デジチューナー支援実施センターに郵送するよう助言した。

その結果、相談者は、無事に簡易チューナーの無償給付を受けられることとなり、相談者から大変感謝された。